

最近の「連合」運動をめぐって
—他組織との共同行動の決断、実践を—

芹 澤 寿 良

2016年3月
高知短期大学
社会科学論集 第108号 抜刷

最近の「連合」運動をめぐって

—他組織との共同行動の決断、実践を—

Over the Recent “RENGO”-Movements:
Decide and Practice on the Joint Actions with Another Organizations

芹 澤 寿 良

はじめに 鎌田 慧氏のコラム

- I 桜井よしこ氏の「連合」への呼びかけ—特定単産の排除要求
- II 安倍首相のU Aゼンセン会長との極秘会談—連合内に批判
- III 新安保障閣連法案反対の国民的運動への対応
- IV 2009年度から2015年度の連合大会—連続傍聴から
- V 連合大会後の神津里季生新会長の言動
- VI 連合史に輝く第3代鷺尾会長・第4代笹森会長の1997年～1998年の労働基準法改正反対闘争と「共同行動」の追求

おわりに 日本労働弁護団の「労働法制改悪阻止」の呼びかけと共同・統一の運動
参考資料

はじめに 鎌田 慧氏のコラム

2015年10月初旬の連合大会において、会長、事務局長の交代と新運動方針が決定されて2ヵ月ほど経った12月15日の『東京新聞』のコラム欄に労働問題のルポライターとしても著名な鎌田 慧氏執筆の「恥ずかしい国」という見出しの連合批判の小文が掲載された。

そのポイントは、「『連合』ってなんだ。682万人が参加する『ナショナルセンター』。でも、さっぱり存在感がない。経団連の陰に隠れているわけではないようだが、控えめで前にでてこない。そのうち力を出すだろうと期待

がないわけではないだろうが、原爆に伴い労働者が被ばくしても、集団的自衛権が閣議決定されても、まるで眠りこけたままだ。原発や兵器の大企業組織の重要部分を占めている。とはいえ、いのちと生活に無関心な労働組合ってなんだ」という部分であるが、政府、財界の企む解雇の金銭解決の悪法を止められない連合は「誰と連合しているのか」「人間の尊厳、労働者のプライドをなめてはいけない」という厳しい言葉が使われているものであった。

連合の運動に対しては、2、3年ほど前にも、例えば、連合の政策問題で協力していた明治大学の労働法学者の野川 忍教授が、連合に「打って出るという前向きの姿勢が全くない、全く魅力を感じない、連合に希望を見出している者など一人もいない。今こそ連合は多くの労働者の期待をになって力強く行動すべきであるのに、多くの研究者は、後ろ向きの姿勢ばかりで、内輪の人間以外にはほとんど期待を抱かれていないという現状はいかにも情けない。「既得権益擁護集団の典型」という評価を覆す第一歩を死にもの狂いで踏み出せ!!」という厳しい批判、苦言を呈し、連合の深刻な沈滞ぶりを問題にして社会的に印象付けたことがあった。その他にも公言されたこの種の評価、言動が増えてきている。

上記のような鎌田氏の連合批判は、最大のナショナルセンターとして、その責任を自覚し、労働組合の持てる力を発揮する方針を示して、実際に運動をしていない現状が続いていることを批判して、こうした厳しい言葉を用いてとくに注視を喚起しているとみるべきであろう。

最近年の「連合」めぐって、幾つかの気になった動きなどについて書いていきたいと思う。

1 桜井よしこ氏の「連合」への呼びかけ―特定単産の排除要求

まず、はじめに、一昨年（2014年）11月3日にこれまで考えられなかった人物、右派ジャーナリスト、評論家の桜井よしこ氏による連合運動への批判、注文―自治労、日教組など官公労を排除し、「連合を分裂させよ」という文章がまさに突如として、『サンケイ新聞』紙上に発表された。同氏の常設の『美しき働き国へ』欄で取り上げられた「民間労組、官公労決別を」という論稿について、まずその内容を見ておこう。

桜井氏は、近年、安倍首相の最も親密な「お友達」の一人とされ、安倍政権全面支持の立場で、そのほとんどすべての反動的運動の先頭に立って活躍している超保守の女性ジャーナリストとして、よく知られている人物である。

ごく最近では、安倍政権の解釈改憲による新しい「安全保障法制」の立法化に反対する圧倒的多数の憲法学者を先頭とする国民的な広範な反対運動の高揚に対抗して、同じく政府案を全面的に支持する各界からの人物をかき集めて、集団的記者会見を開き、アピールを発表するなど、そのトップリーダーとしてその反動性を一段と際立たせている。

この桜井氏が、これまでかなり幅広いテーマにわたる言論活動をしていたが、そうしたなかでも、全くとって良いほど、発言したり、書いたことのない労働組合運動の分野のこと、運動内部の実情、組織の在り方、運動の基本路線、指導者のことなどについて論評し、その結論として、特定単産の連合組織からの排除という組織分裂を外部から公然と求めたのであった。

この論稿は、組織の歴史的流れと現状、運動を巡る動向、特徴などを簡潔に比較的正確に記述されていることから判断して、決して労働組合論とは無縁だった桜井よしこ個人が書いたものではなく、おそらく保守反動の政治グループ内において、労働組合運動関係者—ジャーナリスト、研究者、あるいは連合内の一部幹部の協力者などによって、連合運動の組織の現状と運営などを検討、討論を行い、そこから政治的影響と展望など諸般の事情を総合的に考慮してまとめた内容を要約したものであろう。そして筆者の専門外という意外性の効果も計算に入れて、「口八丁手八丁」のなんでもやる著名度抜群のジャーナリスト、文化人の桜井よし子名で公表させたものと思われる。

連合加盟組織のU Aゼンセンと民間労組に「官公労と決別し、連合を分裂させよ」という高圧的なむすびの【提言】如きものは、保守反動サイドからのものでも近年極めて稀なものであるが、安倍政権の側近の著名人名で出されている点から考えて、今日の民主主義破壊の全面的攻勢が強化されているなかで、それとの闘いの中心的役割を果たす日本の労働組合運動の一層の弱体化と戦争協力への変質化を狙った新たな攻勢が開始されたこと示していると言っても過言ではないであろう。

桜井氏の文章は、労働組合運動関係者であれば、その内容のポイントを容易に掴むことができるが、以下のようなものである。

「2006年に改憲支持を明確にしたゼンセン同盟は、いまは、ゼンセン同盟から140万人の組合員を擁するU Aゼンセンという最大勢力である。しかし、連合内では、U Aゼンセンの主張は置き去りにされたまま、現在に至る。民間労組の主張が連合で通らないのは原発でも同様だ。

連合内では、9対2で民間労組が圧倒するにもかかわらず、連合は基本的に官公労に引っ張られている。その上、主導権も自治労や日教組に奪われた。地方に行けばいくほど、民間労組は少なくなり、他方、自治労と日教組はどの地方にも必ず組織があり、こうして連合の地方組織はほとんど地元の自治労と日教組のものとなり果てた。

そしていま、連合の地方組織が連合中央の指示に従わない独走がはじまっている。

憲法改正を高らかに支持したU Aゼンセンの理念は、連合、その地方組織、彼らが事実上の主軸とっている多くの組織で全否定されているのだ。なんのためにこのような人々と一緒になっているのか。

連合、とりわけU Aゼンセンの動きは政治の大変革を促す力となるゼンセン以下民間労組は連合から別れ、再び健全な労組に立ち戻ることで、日本を自らが信ずる方向に変えていくことができるのだ。

U Aゼンセンは、日本最大の労組としても、真っ当な保守の組織としても、日本の真の再生に貢献する責任がある。

官公労と決別し、連合を分裂させよ」

以上の桜井よしこ氏の思いがけない不当極まる直接、特定加盟組織の排除を要求する「提言」に対する反響は、サンケイ新聞が他紙に比べ発行部数の少ない反動的、保守的商業新聞のせいか、また労働組合関係者は、関係の薄い桜井氏のものとして黙殺したせいか、表立った反応は見られなかった。

労働問題ジャーナリストも軽視して、桜井氏を取材し、関連記事を新聞、雑誌に提供するという活動もしなかったようで、この論稿について連合本部なり、U Aゼンセン本部なりの責任ある役員の見解や批判などはまったく報

道されなかった。

昨年の春以降になって、わが国労働運動の「最左翼」に位置付けられて大きな歴史的な闘争に発展した国鉄労働者1,047名解雇反対闘争を、最高裁判所闘争まで継続させていた動労千葉（最高裁は、2015年6月30日上告棄却判決を下す）サイドが、この桜井氏の「提言」を特に重大視し、「U Aゼンセンを持ち上げて、日本最大の労組として、真つ当な保守の組織としても改憲、原発再稼働、愛国の価値観を堅持して、日本の真の再生に貢献する責任がある」と位置付けていることを重視し、労働組合運動の産業報国会化をめざす予想される策動との闘いを呼びかけていた。

こうしたなかで、この頃から全国的に驚きをもってこの問題についての関心がひろがっていった。

II 安倍首相のU Aゼンセン会長との極秘会談一連合内で批判高まる

この段階では、もう一つの左派ナショナルセンターの全労連も全国的な運動の連絡組織である全労協、その他の主要組織も未だ見解や対応を示していなかったが、そうしたなかで、明らかにこの桜井「提言」とは無関係とは考えられない、むしろこの「提言」の具体化の一步と見られる驚くべき動きが、連合内の最大の民間単産・ゼンセン同盟を直接巻き込んだ政府サイドとの会談が行われたのである。それが、結局、間もなく明らかにされた以下の安倍首相とU Aゼンセン会長との極秘会談であった。

2015年6月27日付の朝刊各紙は、産経新聞が「安倍首相が26日夜、首相公邸で、連合傘下最大の産業別組織U Aゼンセンの逢見直人会長と会談したことが分かった。経済政策アベノミクスへの協力を求めたもようだ。民主党の支持団体の連合を民間労組と公務員労組に分断する狙いもありそうだ」と報じ、朝日新聞は、会談は極秘に2時間にわたって行われ、国会で審議中の安全保障法制や労働法制を巡って、また国際情勢などについて幅広く議論し、安倍首相は、労働法制について、労働界ときめ細かく話し合いを重ねたいと述べ、今後も定期的に意見交換することで一致したという。今回の会談は、民主党の有力な支持団体である連合の切り崩す狙いもあるとみられる」と報道した。

7月14日の産経新聞は、続いて「安倍首相が仕掛ける労組分断作戦、信条重なる旧同盟系に触手 祖父・岸伸介と重なる巧妙戦術」というこの問題を取り上げた解説記事を掲載した。

その冒頭で、「安倍首相は、連合の分断作戦を本格化させている。首相は連合内の右派に接近して左派との分裂を誘い民主党の弱体化を図ろうとしているのだ。右派には集団的自衛権行使容認、原発肯定、憲法9条改正賛成派が多く、政治理念は意外にも首相に近い。このため、公務員労組などの左派が警戒を強めている」と書いている。

同解説記事は、政府は、首相との会談相手を公表しているが、この26日夜の会談に限っては、首相の公邸入り以降の動静は保秘扱いとなり、公にされなかった」ことを明らかにするとともに、会談で取り上げた労働法制問題は、「今国会で安倍政権が成立を目指している労働者派遣法改正案に連合が民主党政権と足並みを揃えて強く反対している、その状況を揺さぶる狙いがあったのは明白だった」としていた。

以上の安倍・逢見会談が異例の極秘に行われたことに古賀会長をはじめ連合指導部が強い衝撃を受け、激しい怒りを覚えたであろうことは、想像に難くないが、日本経済新聞の7月15日付朝刊は、7月14日に連合本部の三役会が開催され、それにU Aゼンセン逢見会長が出席して、密かに会ったことを報告し、陳謝した。それに対し、古賀会長が「軽率だとの指摘がきている」と苦言を呈したと伝えている。

こうした経過のなかで、逢見氏は、10月の連合大会でゼンセン会長との兼務で連合事務局長に就任したが、連合本部の頭越しに安倍首相との会談の招きに応じていたことから、逢見氏について各産別は就任を不安視する意見が相次いでいた。それはゼンセン同盟が集団的自衛権を一部容認していることから政権との距離感に関する懸念であった。当然であろう。

この記事によると、逢見氏は、3月頃から首相との会談を申し入れていたとするが、古賀会長には事前に伝えておらず「役員交代の時期を狙った官邸の分断工作」(連合幹部)の見方が出ていた。逢見氏は「U Aゼンセンが力を入れている日本人拉致問題や労働法制について意見交換した。労働法制で

は政府を批判した」と釈明したとしているが真相は不明。

読売新聞は、28日の記事で会談について、連合内からは“安倍政権と対決しているにもかかわらず、裏で労働組合関係者が手を握っていると思われる。非常に軽率な行動だ”（幹部）などと会談への批判も出ていると報道した。

安倍首相とゼンセン同盟連見会長との会見がどのような経過で実現したのか不明であるが、これが親友関係にある桜井氏の狙いにそって安倍首相に推薦、紹介して、事前の打ち合わせを経て行われたものであることは、疑いないであろう。

当時、すでに10月の連合大会を前に、会長予定の神津氏主導の下で、内部的には事務局長就任が内定されていた段階での行動であり、ナショナルセンター幹部としての自覚と責任感の弱さ、欠落を見せた対応というべきではないか。申し入れには、ユニオンリーダーとしては、当然、毅然として拒否姿勢を示すべきであったであろう。

逢見氏は、U Aゼンセン会長の現職であったにも係わらず、どのような事情かは不明であるが、連合の次期人事構想にそって、10月の連合大会では、最大単産の会長兼任という異例の形で、事務局長として再び連合入りした。そしてU Aゼンセンの諸会議には、会長職として活動に参加をしているとのことである。

鉄鋼労連・基幹労連という1970年代以降の労資協調主義の全面的体質の運動に全面的に浸かった組合歴からも、組織的、対抗的な運動の実践面の経験・力量を備えていない連合新会長のもとでは、連合事務局長として一定の経験を積んだ人物を再配置させざるを得なかったことは、連合運動における指導的リーダー層の人材不足が広がり、深刻化していることを示しているように思われる。

こうした体制のもとでは、運動全体を統括し、前進的な姿勢で、運動を指導、推進していくことができず、前例踏襲の状況が続くこととなり、全国的に運動を積極的に担う人材は育たないし、ナショナルセンターを勤労国民各層の期待に充分に応えうる運動体に発展させることは出来ないであろう。

ここで、集団的自衛権の行使問題についての松浦U Aゼンセン書記長の発

言を紹介しておこう。

UAゼンセンは、その後8月25日、東京の本部で定期大会（9月9～10日、京都市）議案の事前説明会を開いたさいに、安倍政権が成立について安保関連法案（戦争法案）へのスタンスについて、松浦昭彦書記長は「連合方針と同じ」と断りつつ、次のように述べている。

憲法に関する従来の政府解釈では、「個別的自衛権の行使は可能。集団的自衛権については、国際法上権利は有するものの、行使できない」というものだ。（UAゼンセンとして）この解釈を見直すことは否定しない。ただ、そこには自ずと制約があるだろう。解釈でなんでもできるというのはどうか。本来、憲法改定で議論すべきことだ。

集団的自衛権については、専守防衛を定めている現憲法の枠組みのなかで、どこまでできるかという問題だ。

（法案への）国民的な理解は進んでいない。しかも政府案では、日本防衛とは関係のないところまで行きかねない。われわれは、（集団的自衛権で）なんでもできるようになるという政府の考え方とは違う。そのところを明確に議論すべきだろう。今の法案へのスタンスについては、連合方針と同じである。

「国の基本政策」について、今後UAゼンセンとしての見解を検討していく。（法案が成立した場合の対応では）最高裁がどう判断するか、歯止めをどうするかなどの問題がある。法案が成立すると、現憲法とのかい離はますます大きくなるだろう。

Ⅲ 新安全保障関連法案反対の国民的運動への連合の対応

戦後70年の2015年は、わが国の労働組合運動にとって、戦後民主主義の存立に係わる極めて重要な諸課題が登場し、それへの真摯な対応、取り組みが求められ、2015春闘から労働法制の改悪反対闘争へ、そして憲法第9条を骨抜きにする一集団的自衛権容認の安全保障関連法制阻止の国民的な政治闘争へと各分野における「共闘的」雰囲気を作り出して持続的に展開されたものの、結果的に阻止することが出来ず、「戦時体制」づくりが加速度的に進められていったことは周知の通りである。

連合主導の2015年春闘は、「春闘史でも異例の『ベア満額獲得しても物価以下』となり、当初から実質賃金のマイナスに加担し、労働組合の社会的責任が問われた」と評される結果で終わった。

2012年末に帰り咲いた安倍首相は、「世界で一番企業が活動しやすい国をめざす」と宣言し、そこから労働法制の改悪に手をつけ、国会に労働関係法制—労働者派遣法改正案、有期雇用特別措置法案を提案したが、労働組合運動は一致してこれに強く反対し、継続審議に追い込み阻止した。

安倍内閣は、2015年9月初頭の通常国会において、労働者派遣法改正案を日々強まる反対を押し切り、採決を強行して成立させ、9月末に施行するという異常極まる措置をとったが、労働時間法制の改悪を次の目標として大きな攻勢に出てくることは間違いないであろう。

第二次世界大戦後、とくにわが国では、労働組合運動は、政府、財界のすべての労働法制改悪の攻勢に対しては、幾つかに分散状態にあった労働組合組織も、ほぼ一致して反対し、権利擁護の基本姿勢を一貫して堅持し、総評と同盟、連合と全労連の各ナショナルセンターは、ともに反対を打ち出し、政府、財界への抗議闘争を展開しており、従って、この点に注目し、今後の労働組合運動にとって決定的な統一・共同の運動の実現のためには、この分野の検討から深め、是非とも現実の運動として発展させることが求められる。

昨年来の行動も、日本労働弁護団の行動を通して、5月14日に、連合、全労連、全労協などが初めての国会共同デモを行い、また連合独自にこの時期に悪法阻止をかねて、国会座り込みもおこなっている。

国会延長のなかで、9月労働者派遣法の改定は押し切られたものの、労働基準法関係の上程は阻止している。

春闘後の5月に国会に提出された安全保障関連法案に対して、連合はどのように対処したかを見ておこう。

この法案の5月の閣議決定、7月の衆議院の採決強行に事務局長談話で抗議していたが、従来通りの対応で特別な組織的行動は起こしていない。

しかし、9月初旬以降、安倍政権の新安保法案（戦争法案）と労働者派遣法の改悪案などの強行採決に反対する広範な労働者、国民各層の闘い、運動

が中央、地方、地域のレベルで全国的に連日にわたって展開され、広く注目を集めて情勢が大きく発展していった。

そうした情勢の変化、進展に押されるようにして、連合は、8月23日(日)、はじめて安保法案(戦争法案)反対、廃案という純粹の政治課題を中心に据え、これまでになく強く労働者派遣法改悪案の廃案を掲げて、結成25年以来、初めてとされる「国会包囲」という大衆行動を、当初の動員目標10,000人も上回る過去最高の参加者14,000人で行ったのであった。

これは行動の規模でも、これまでの1998年5月15日の労働法制改悪阻止・国会ウオーク・アピール1万人行動、13,500人を動員した2002年4月11日の雇用・医療改革に対する、国会ゼネラル・アクション(国民総行動)をも上回っていた。

さらに、この集会は、連合組合員を主体にしながら、学者・研究者、シールズの学生グループ、一般市民、派遣労働者らとも共同して、国会包囲(ヒューマン・チエーン)を実現させていることであり、これは共同行動という点でも連合運動の前進的変化として注目された。

連合は、憲法問題をはじめ純粹な政治課題には、内部的に意思統一が結成以来出来ていないということで消極的であったが、今回の新安保法案に対しても、6月の連合中央委員会の会長挨拶において、反対の立場から徹底的な議論を求めるとしたものの、労働者派遣法改悪阻止に行動の力点がおかれていた。しかし、7月15日の衆議院で新安保法案の強行採決で成立すると、事務局長談話をもってこれを契機に、抗議行動を強めて、支持政党の民主党と連携し、連日緊急集会を開くなどして、参議院での論戦を支える行動を展開した。

連合は、さらに国民的な怒りが高揚するなかで、8月23日にはいろいろと工夫、配慮された運動から、第Ⅰ部「怒りの行動開始宣言」、第Ⅱ部「労働者保護ルール改悪にNO!」、第Ⅲ部「安保法案にNO!」の集会を開催し、「安保法案に渾身の力を込めてNO!」をという決意を新たにした。

私は、安倍政権の立憲主義を投げ捨て、ファシズムを招く新安保法案との闘いに連合が従来の枠を超えた協力、共同の関係を歓迎するものであるが、

それを従来から閉ざしている労働戦線の分野においても、共通する諸課題が山積しているだけに、今回の経験を発展させ、全労連、全労協、その他の組合間で、一日でも早く共同、統一の行動構築について協議されることを、この機会に改めて期待したのであった。

8月30日には、総がかり運動実行委員会が、全国的に呼びかけた違憲立法・戦争法案破棄・安倍政権の退陣の「国会10万人・全国100万人大行動」（総がかり行動）が北海道から沖縄まで全国1,000カ所以上、数十万人で行われ、国会包囲には12万人が参加して、かつてない歴史的な大行動となった。

しかし、周知のように、9月19日、到底合法的とは言えない委員会の詐術的運営を用い、不法な事態を暴力的に作り出して、一方的に「成立」を宣言し、既成事実化して本会議を通したのである。

私は、この行動を連合の政治闘争としては、国民的な共同行動の一翼を担った画期的な取り組みとして評価するものであるが、連合のリーダーたちは、こうした見方に対して、他労組、他団体との「協力・共同」という関係の認識をあえて避けて、「たまたま同時期に重なっただけ」という言い訳がましく否定するが、運動家としての誠実な資質を疑われることになろう。素直に肯定し、他団体との協力、共同の道を推し進めるべきであろう。

Ⅳ 2009年度以降2015年度連合大会へー4 連続傍聴から

安倍首相のU Aゼンセン会長との極秘会談があり、それから3カ月あまりして、新会長に事務局長の神津理季生氏が就任し、最大組織U Aゼンセン会長の逢見直人氏が異例の兼任で連合事務局長に選出、就任した第14回連合大会は、予定通り10月6～7日の二日間、有楽町の東京国際フォーラムにおいて開催された。

大会スローガンは【ストップ・ザ・格差社会！すべての働く者を連合の輪へ。「安心社会」を切り拓こう】で、前大会の「働く者の連帯で」が「連合の輪へ」と変更されていた。

私は、2009年の総選挙で自民党から民主党政権へ政権交代が実現した年、そして2015年10月までの6年間、2年に一回の連合大会を連続して傍聴して、昨年（2014年）の第14回大会を除いて【金属労働研究】という同人誌的な労働運動誌に

詳しく発表してきた。

連合大会の公開されている共通した特徴、問題点は大体認識されていると思うので、最近の傍聴した感想を簡単に記しておく。

2015年10月の第14回連合大会の構成員は、代議員543人、その内訳は、構成組合487人、特別代議員—地方連合会47人、地方ブロック9人、なお、女性特別代議員33人、傍聴者1,401名（1日目）。構成組織の代議員は、U Aゼンセン102、自治労57、自動車総連54等、代議員権は組合員約1万人5,000人に1人の割合で付与される。連合の構成組合49。代議員1の組合は17、代議員2は8、代議員3と4人は各3組合となっている。10万人以上の15組合の代議員総数は414、連合を主導するU Aゼンセン、J Cだけで238を占めているのである。代議員の出席率が高い。

今年の第14回大会は、午前9時、開会の挨拶と古賀会長挨拶（今期退任）来賓挨拶（塩崎厚労相、岡田民主党代表）、国内・海外国際組織来賓挨拶で始まり、一般活動報告、組織拡大実績報告、財政報告、神津事務局長による「2016年から2017年度運動方針案の提案、質疑討論と採決、2016年度予算案を提案、賛成多数で可決。「デーセント・ワークーク世界行動デー2015」アクション Decent Work for All ! Decent Work for All ! を三唱、所要時間2時間30分（午後4時11分休会）。

第二日目は、9時開会、表彰関係諸行事、役員選出、大会宣伝採択、10時44分終了、閉会。

このように運動方針等提案と質疑討論、所要時間が圧倒的に少なく、せめてもう一日日程を確保し、議論を広げ、深めるべきでないかという感想、不満が毎回残る大会であった（大会の概要は、機関誌『連合』2015年11月号掲載）。

討論者は、毎回ほぼ10人前後、事前通告制で、順次通告者が発言し、一通り終わって（時間は、5分程度）、自由発言者を求めるという方式で、せいぜい1人乃至2人程度。討論者は、中年、ないし女性を含む比較的若い代議員で、内容は文書化されていて、連合内の重要な単産を代表する指導的な立場の組合員と思われる代議員の発言は、毎回ほとんどないといってよい状況

である。

議論を発展させるような指導性が大会討論のなかで発揮されることがあっても、大会の活性化となるし、特定テーマを提起して、それをめぐり論戦を公開することも連合運動への国民の関心を高めることに貢献することにもなる。こうした大会運営への配慮はまったくなされていない。

ナショナルセンターの定期大会の持ち方は、国民各層の労働組合運動への関心、理解を深めてもらう機会の一つとして改革のテーマになるのではないか。

運動方針等で発言した傘下組織は、自治労、U Aゼンセン、情報労連、JAMJR総連、ヘルスケア労協、連合北海道、J P労組の8単産で、これらの運動に係わった連合本部の指導的総括の発言も皆無であった。運動方針の提案、質疑討論、採決までの所要時間は、遅れた厚労相の挨拶、財政報告の承認の時間もいれて僅か2時間であった。連合は、大会での運動方針討議の時間を大幅に増やす工夫を検討するべきであろう。

新体制は、会長、会長代行、副会長13人、事務局長、副事務局長5人、中央執行委員20人、常任10人、会計検査4人である。

神津新会長の就任挨拶も「来る2年間、これはもう一筋縄ではいかぬ2年間だということは覚悟しております」という強い運動への新たな決意のこもったものではなかった。

以上が、2015年10月の第14回連合大会のおおよその経過であるが、私が、連合運動の前進、発展にとって最も大事な「他団体との行動」については、「そこに最大の価値を置きながら、社会に開かれた運動にしていくことで、都度、都度見極めていく」といった従来とあまり変わらない考え方が示されただけで、直前の夏段階の国会行動—積極的な行動を伴う運動を他団体とともに進めていくという新たな、前進させていくという積極的な取り組みの考え方、方針は打ち出されることにはならなかった。

大会を傍聴した『連合通信』記者は、「今後、国の在り方に関わる重要課題が山積する。神津新会長も“一筋縄ではいかない2年間”と表現する。いかに働く者の不安や期待を糾合し、社会のうなりをつくりだすか。新執行部

の手腕が試される」と指摘した。

2014年7月に、もう一つの左派系ナショナルセンターである全労連大会（3日間）を東京新宿の会場で傍聴したが、ここでは大会における発言者は76名に及び、職場が厳しくなるなかで組合活動の強化をめざす取り組みの努力が報告されていた。そこでも、最近の対外的な各種課題の諸集会、デモへの組合員と幹部の参加がすくなくなくなって、労働組合の社会的な存在感が薄れているのではないかという点が共通した問題点であった。

職場は、労働組合運動の原点であるだけに、速やかに正確に実態を把握し、対処する活動強化の必要性を、連合大会からも見えてくる共通の問題意識であった。

こうした点で、自交総連の代議員が、全労連指導部に対して、現段階における攻めの「闘いの再構築」ということでストライキの行使を含む職場闘争の強化、企業内職場活動の大なる展開、次世代の育成、実利実益の獲得で未組織の拡大を、全労連の姿を見せて、安倍内閣打倒の国民運動を一と求めた意見に共感したことが強く記憶されている。

私は、2009年以降、連合大会を四回連続して傍聴して痛感していることは、わが国最大のナショナルセンターである連合の自らも含む日本の労働組合運動の現状に対する危機感と責任感が極めて薄く、国内外の運動の過去の闘いから多くの諸経験を学ぶ姿勢も見られず、責任者の言説や運動方針を真剣に実践する大衆的運動がほとんど取り組まれていないということであった。

改めてその最大の要因が、連合加盟の特に民間大企業中心の全国単産が、30年～40年の長きにわたって労資協調主義のグループによって独占的に支配され続けてきて、労働組合組織が形骸化し、生活と権利を守る労働基本権行使の運動が展開できていない実態から抜け出せないところまで墮ちているからであろう。

V 連合大会後の神津里季生新会長の言動から

第14回連合大会から2ヵ月ほどして年末に入る頃から、支持政党の民主党が、今後の進路をめぐる他党派との関係（「野党共闘」）の問題で政治的な変化、動揺を見せているなかで、連合の神津新会長が、10月の大会時点にお

いては、一筋縄ではいかない、つまり従来の連合の政治方針ではうまくいかない状況、情勢にあるという認識から、柔軟な対応を提起するのかという一種の期待感を抱いたが、それは、各地においてこれまで見られない共同、共闘のさまざまな取り組みが伝えられ、政治の情勢を変える動きが広がっていたからで、それらが連合の今後の動向にも新しい変化の流れを生み出しているのではないかという思いを感じていたからであった。10月の連合大会における各組織、各地方からの報告と討論、連合指導部の取り組みからの指導経験、新たな方針説明に期待していたが、しかし、2015年秋の闘いの経験を正しく総括し、今後の政治的課題への新たな運動と組織の基本路線は提起されなかったのである。

そして、2016年1月5日の年頭会見と新年交換会で、連合が結成以来の「一筋縄」として堅持してきた、共産党との選挙協力について全面的な否定的方針を改めて示したのだった。

【連合通信】は、以下のように報道した。

「神津会長は、政権批判票の新たな受け皿づくりについて、与党の補完勢力ともいうべき一部野党を除くと前置きしたうえで、「共産党は、めざしている世界、国家体制が違うし、歴史的な経過も踏まえれば、同じ受け皿にはならない」と発言。共産党は除外して、民主党を中心に残る野党との協力を進めるべきとの認識を示したことである。

野党共闘をめぐっては、熊本選挙区で市民団体をはじめ、共産を含む野党が推す無所属の候補が擁立されている。この点について問われた同会長は、「(熊本のケースは) 共産党との選挙協力とは違う。協力とは何らかのバーター(取引)があつてのこと。共産党の事情で候補者を取り下げたとのことなのであろう」と説明した。

同誌は、「従来の連合の姿勢を示したにすぎないが、会場では「なぜこのタイミングで、問わず語りであえて述べたのか」との疑問の声が聞かれた」とも報道している。

安全保障法案(戦争法案)に対する国民的反対闘争の盛り上がりの過程で、民主党内でも前進した運動の展開から共闘問題のあり方をめぐる論議が浮上

し、岡田代表など上層指導部にも影響を及ぼす情勢が進行して、何よりも国民諸階層のなかにも、かつてない広がりを見せ、期待感が高まっていた。

そうしたなかで、政府、財界、連合中心の労働界の右派などが、危機感を深めて、連合会長を新年早々に登場させ、その年頭挨拶によって新しい政治情勢の進行に対する連合の認識を示すこともなく、これまでの古臭い反共主義の基本的立場を持ち出させ、新しい国民的共同の道を追求していく方向を一刀両断で切り捨てさせたのであった。

神津会長は、就任にあたって「一筋縄ではいかない2年と覚悟」と見栄を切ったばかりだったが、結局は唯々諾々とこれまで通りの「一筋縄」の口実で対処したのであり、彼自身のいい加減さを簡単に暴露している。

民主党最大の支持団体である連合が、その実現、さらに幅広い共闘関係の形成、発展をくい止めるために民主党への脅しと圧力を加える工作を多面的に推し進めて、基本的にその道を断念させ、共産党を含む幅広い協力、共同の路線を阻止していくのであろう。

そして民主党岡田代表は、1月15日、BSアサヒ番組の収録でも「共産党が候補を出せば自民党を利する。野党が複数立てるのは愚策だと自主的降板を迫った。その上で、「(野党統一)候補が共産党の支持を受けた結果、票を減らす可能性もある」と言い切り、「共産アレルギー」を隠そうとさえしなかった。こうした岡田代表の発言について、「民主党は、支持団体や党内の保守層に根強い共産党への忌避感に配慮し、「あうんの呼吸」で共産党が自主的に候補者を自主的に取り下げる形を狙っている」とのコメントが付けられている。

前日の14日の記者会見で、日本共産党の志位委員長は、安保健制＝戦争法を廃止し立憲主義を回復するという政治的大義を確認するためには、中央段階での政党間の協議が必要となる、そのためには中央段階で、政党と政党の協議がどうしても必要で、その可能性は、先方の決断いかんで進むとの態度を強調している。一貫して「好き嫌いを超えて野党協力を」という態度であった。

連合会長や民主党指導部らの妨害や動揺など大小さまざまな振幅がみられ

るなかでも、日本共産党の柔軟な共闘論に支えられて、予定されている衆議院補選や参議院選挙に向けて北海道や兵庫、宮崎、埼玉などの地方、地域で「野党共闘」への路線が着実に進められており、2016年3月6日にも、埼玉県では、労働組合の連合埼玉と全労連の埼玉連が共同し、県弁護士会と「9条こわすな、戦争させない」という約1万人集会を開催して、5野党が参議院選挙での選挙協力に動き始めて、戦争法の廃止を求める2,000万人署名運動に全力で取り組むアピールを出している。おそらく、今後、全国の各地方、地域、職場でこの種の行動が起こされ、また準備されていくことであろう。

こうしたなかで、6月～7月の参議院選挙を前に政治情勢は日々緊張度を高めて改憲をめぐる選挙戦としての重要性から、とくに野党諸勢力は定員1の選挙区県における勝利をめざす共闘構築の統一的な政治的取り組みがさまざまなレベルで執拗に取り組んで、その成果が連合本部や一部政党内のとくに反共的な対応を超えて努力を実らせ、野党共闘組織の結成が相次いでいるのが今日的な情勢の特徴であろう。

その情勢が生み出した成果というべき状況として、1月に日本共産党を含む共闘を認めずと公言した連合の神津会長が、3カ月経過した4月14日の定例会見で「従来の姿勢の変更ではないが、共産党をふくむ共闘を否定しない」という姿勢を表明した。これは、連合の影響力の低下、内外からの連合への批判の高まりのなかで、孤立化を避けようとするものであることはあきらかで、歓迎すべきことであるが、労働組合運動の団結と統一の基本原則こそ高く掲げるべきである。

ここで、連合サイドで政治・政策問題を研究し、現在、安全保障関連法に反対する学者の会で活動しておられる政治学者の三浦まり教授は、ご自身の貧困、非正規問題の社会運動に係わるなかで、幾つかの質問に答え、「連合が社会運動の流れに乗り切れずに市民との距離が開いたまま、ノウハウがあるはずなのに全然やらない。サポートしていたら全然流れが違ってくるのに」と語り、安全保障法制問題で、「オール労働はどうなのでしょう。この急速な市民社会の覚醒に、果たして付いてきているのでしょうか。立憲主義と

民主主義を守る側に本気で立っているのか。労働運動に突きつけられている間は重いものがあります」と連合運動への期待と不安を語っていることを紹介しておきたい。

神津里季生氏は、1979年東大卒業後、新日鉄に入社、組合歴は84年新日鉄本社労組執行委員（専従）、88年に鉄鋼労連特別勤務員（1990年から3年間、連合を通じて外交官（レイバーアタッシュ）としてタイに派遣され、94年新日鉄労連書記次長、98年同書記長、02年同会長、06年基幹労連事務局長、10年9月基幹労連中央執行委員長、13年連合事務局長、15年連合会長に就任、現在59歳。大企業に入社し、まさにトントン拍子に労働組合運動のトップポストに就任したユニオンリーダーは神津理季生氏以外には見当たらないのではないか。民間大企業を中心とする労資協調主義の労使関係体制の深化が可能ならしめた一つの典型例であろう。

特別勤外務省職員（レイバーアタッシュ）なるものは、元連合会長の高木剛氏が最初に就任した制度のようであるが、連合は、レイバーアタッシュを「連合アタッシュ」と呼んでいる。

これは、1981年に外務省と民間との人事交流の一環として、労働組合から在外公館に派遣されている大使館員のことで、高木元会長が初代で、これまで8カ国に42人、現在派遣中の6人（タイ、アメリカ、中国、ザンビア、ウクライナ、中国）をくわれると48人に上るとのことである

日本の政府、財界など支配層のこの連合トップへの期待は大きく、私の認識では、安全保障法案をめぐる国民的な反対運動が生み出した政治的危機と一層広範な民主主義的団結と抵抗の形成、強化を生み出す情勢を抑えるために、連合の主導性を強め、とくに民主党の「左傾化」の流れを抑える役割を連合新会長に託したのではないかと、年末年始からの唐突な反共政治路線の相次ぐ発言、行動からもそれを読み取ることができよう。

東京で発行されている夕刊紙『日刊ゲンダイ』（2016年1月27日付）は「ちっとも進まない野党共闘を阻む“黒幕”連合」という記事で以下のような解説記事を掲載している

「…新日鉄出身の神津会長はなぜ、共産党を嫌うのか。“カギ”は90年か

ら3年間、タイの日本大使館に「労組外交官」で派遣されたこと。当時タイ大使は「安倍外交の師」と呼ばれた故岡崎久彦氏。「強固な日米同盟がアジアでの日本の発言力を高める」と主張し、集団的自衛権の行使容認に向けて設置された懇談会メンバーだ。

元外務省国際情報局長の孫崎享氏は、「岡崎氏は外務省内でも日米安保の旗頭だった人物。自分の考えをストレートに強烈に伝える性格で、神津氏の思想にも影響を与えた面は否めません」とみる。もともと「労組外交官」は日米安保賛成者から派遣されたいから、保守色にどっぷり染まっても不思議じゃない。つまり、今の連合幹部の考え方は安倍政権と同じではないかと疑いたくなる」

もう一つ、1月24日の東京都八王子市の市長選においては、自民・公明両党推薦の現職の市長候補に他党派と市民有志が共同し元大学教授が立候補してたかかわれたが、労組の連合東京は現職市長を支持、大差で当選させており、注目された市長選ただけに神津会長等連合本部の指導、支持があったことは間違いのないであろう。

神津会長は、鉄鋼労連、基幹労連の運動のなかで、トップの指導的立場に長年立ち続けた人物であるが、この半世紀以上、賃金、合理化、権利など労働者の基本的要求を掲げて、団体交渉からストライキ権を行使した歴史は皆無で、したがって団体交渉も形式的なものとなり、賃上げ、一時金など会社の「一発回答」ですべて終結してきた歴史の連続のなかで、本来の労働組合に求められる運動経験をまったく持っていないのではないか。

そればかりか、1998年からは、毎年の賃金要求を止めて2年に一度（2年分の賃金をまとめて決める）方式に転換させ、2003年に基幹労連になって以降も今日まで維持され、ストライキなどはまったく行使されないまま、会社の「一発回答」での収束が慣例化して今日にいたっている。

もう一つ、神津会長については、基幹労連委員長時代、2011年の東日本大震災後の原発再稼働の先頭に立った人物であることも記憶しておく必要があるろう。

2011年第12回連合大会後の12月5日に連合の中心組織の基幹労連と関西の

財界団体の関西経済連合会が原発の再稼働を求める共同声明を発表した。声明は「電力安定供給は、生産活動の基盤」と位置付け、「再稼働は不可欠」と強調、政府の国家戦略室や経済産業省などが検討する中長期のエネルギー政策見直しで、関係省庁が一体的に議論を進めることを求めたもので、3・11以後の最初の労資協調による再稼働可動要求の行動であった。

この原発再稼働派の基幹労連が2012年の5月～6月に実施した「総合意識実態調査」(有効回答23,046人)の中間報告がその前に発表しており、原発について「安全性が担保されるなら、原発はこれまで通り維持すべきだ」と「安全性が確保されたとしても、原発は必要最小限にとどめるべきだ」との二者択一の質問に対して、組合員の50.1%の過半数が「原発最小限」を選び、「これまで通り維持」48.7%であったのである。

ここで改めて指摘しておきたいことは、連合は、2016年3月11日の東日本大震災5周年記念にあたって、逢見事務局長の談話は、最大、最悪の困難を引き起こし、国民的関心の高い福島原発の事故の問題については一切触れず、沈黙するという一国の最大のナショナルセンターとして無責任な姿勢をとり続けていることである。

VI 連合史に輝く第3代鷲尾会長・第4代笹森会長時代の1997年～1998年の労働基準法改正反対闘争と「共同行動」の追求

連合史では、神津会長が7代目で歴代の山岸、芦田、鷲尾、笹森、高木、古賀の会長のもとで、25年の歴史が重ねられてきたが、私を知る歴代連合会長のなかで、鷲尾悦也会長とともに、学者・研究者との協力・共同と他労組との連携の必要性をはっきりと念頭に置いていたのは、笹森清事務局長であり、その実践を経て他労組との連帯を実際に2001年段階で提唱したのが笹森会長であった。

当時の連合は、私とあまり年齢差のない同世代の鷲尾会長、笹森事務局長の時代であったが、鷲尾氏は、鉄鋼労連運動の同じ仲間、同じ運動を担ったこともある知己であった。笹森氏とは、応援団の初会合ではじめてお目にかかり、関係会合でときどきご一緒し、参加者の発言を聞き、連合の立場を説明していた。会合の議長は中央大学法学部の労働法担当教授の角田邦重先生

で、その後『連合要求応援団活動まとめ～1997から1999』129ページの報告書がまとめられている。

私もこの時の連合の取り組みについては、本紀要で詳しく紹介したが、この時代の連合運動の高揚への二人のトップとしての指導性は、それ以前の闘う運動経験を鉄鋼と電力の分野で共有しているところから発揮されたものとして、評価するとともに、その誠実な人柄と責任感、実行力によるものと受け止めている。

二人が、その後相次いで病没されたことは残念無念であったが、その指導と運動の経験は、正しく総括され、数々のまともな諸教訓は、今後も広く活かされていくべきであろうと思っている。

1997年～1998年の闘争で、連合が広く呼びかけた労働基準法改正反対闘争「労働法改正の要求実現をめざす『連合の取り組みを応援する会』（「連合『応援団』）」にも参加し、最後まで闘い抜いたが、それは、全労働団体が反対を表明し、多様な大衆行動を展開した点で1952年以来の大きな盛り上がりを見せた画期的な取り組みであったと思っている。

鷲尾会長と笹森事務局長は、共同して労働基準法改正反対闘争の指導にあたり、「連合の姿が見えない」「労働運動の求心力が失われている」といった内外の意見に 대응していくために、多くの組織と運動の諸改革に着手し、積極的な内容を具体化させて他組織との共同行動の発展に努力していったが、連合運動を理解し、支持する学者、研究者などからは、連合の機関誌などで「現実を見すえて、理念の相違を前提に具体的課題毎の多数派形成をめざす課題連合を」とか、「共産党とその組合を相手として認め、政策協定を結ぶべき」とか、「一致できるテーマで異なるグループと政治的な共闘の構築を」といった意見が提起されていた。発言は東大大学院高橋徹教授、早大篠田徹助教授、神奈川大ゲブハルトフィルシャー教授などであった。

そうした経過のなかで、2001年の連合第7回大会では、労働組合間の協力、共同問題では、一歩を踏み出した動きがあった。それは、この大会で新会長に選出された前笹森事務局長が、就任最初の記者会見で全労連を含むすべての組織に対し「雇用問題の解決は全労働者の問題だ」と強調して、「雇用の

ための限定共闘、時限共闘」を呼び掛けたことである。

笹森氏は、提案した運動方針案の説明で「すべての労働者を代表し、社会的な労働運動をすすめる」という部分について、いろいろの方と話し合うなかで、こうした考え方を持つに至ったとして「…連合は、今、垣根を取り払い、そしてそういう呼びかけを行う立場に立っているのではないか。これだけ深刻化した雇用問題を本当に全労働者が自分たちのものとして、失業した人たちのカバーを含めて立ち上がるためには、1団体だけが、自分たちがやってやりゃあいんだという話ではないわけです。…」という基本的考え方を示していた。大会はこの考え方を含めて運動方針を満場一致で採択していたのであり、従ってこの点では連合結成以来の路線を発展させた大きな前進を示す極めて重要な積極的意義をもつものであった。

ところが、一週間後の10月12日に新任の連合内最右派単産・自動車総連出身の草野事務局長名の文書で、会長発言は「雇用問題での労働組合間の時限的共闘もありうるとしたもの」とトーンダウンさせ、笹森新会長の共同への積極的発言を訂正し、事実上否定したのである。

全労連は、それでも10月15日の常任幹事会で「連合の『雇用問題での共闘』呼びかけについて」という文書を確認し、「連合の呼びかけを積極的に受け止め、一致する要求への共同に誠実に対応する」と歓迎する姿勢を示したのであった。

連合からその後「時限的共闘」の提唱がなされることはなく、そうして笹森氏が任期満了で退任し、2005年の連合大会でセンセン同盟高木会長（笹森氏と連合会長選を争い敗北経験を持つ）に会長職は引き継がれたのであった。この時は、高木氏には全国ユニオン鴨 桃代会長と会長選を争い当選はしたものの107票の鴨票があり、注目されて話題となったことが連合史に残っている。

高木会長は、2008年1月の『週刊金曜日』誌上で、全労連との共闘について、「原則はお断り、共闘を組むことは難しい」と述べ、その理由を述べなかったが、その後の古賀体制、そして神津体制に引き継がれ、共同行動問題への関心が高まる民主主義の危機状況にもかかわらず、この姿勢はさらに強

められようとしているのである。

高木剛元会長については、『朝日新聞』が2015年11月23日付から7回にわたって「証言 そのとき」というシリーズで「労働組合とともに」を連載、40年間の労働組合運動、2度の連合会長選挙に係わったこと、民主党政権のことなどを語っているが、連合の基本的な右派路線の枠内の回想である。

連合とともに1989年にスタートし、労働組合運動の統一行動を重視しつつ、左派ナショナルセンターとしての存在感を示して歩んだ全労連は、2002年7月の第20回大会で、改めて「あらゆる社会勢力との対話」を強調して、一貫してそのことを念頭に、今日においても、共同行動の発展に努めていることは周知の通りである。

私は、今日の連合運動を担う人々に、かつて連合トップリーダーだった鷺尾、笹森両会長が闊い諸経験のなかから労働組合間の共同行動路線を選択し、実践しようとした経験を継承、発展させ、今日の運動のなかに生かして共同・連帯を連合運動の基本路線として改めて明確にし、民主主義の危機に直面している労働組合運動の大同団結と統一の大きな前進と発展のために最大組織として先頭に立つことを切に願うものである。

おわりに 日本労働弁護団の「労働法制改悪阻止」の呼びかけと 共同・統一の運動

安倍政権が一昨年以來、労働破壊政策として労働法制の改悪—労働者派遣法、労働基準法改正案を国会に提出していたことに対して、日本労働弁護団は、それを重視して、昨年5月、2,600人を超える1960年安保闘争以來の画期的な国会請願デモを敢行したが、9月9日、強行採決によって労働者派遣法の改悪を許す結果となった。これは言うまでもなく労働組合運動サイドの敗北であった。それに続いて新安保法案の強行採決が行われたのである。

そして安倍内閣は、労働基準法をさらに改悪して解雇の金銭解消制度（解雇自由）と法定労働時間規制緩和によって、労働者をもっと長時間働かせることを狙って「一億総活躍社会」、「同一労働同一賃金原則」など誤魔化しの

政策を並べ立てていることは周知の通りで、労働組合運動はその狙いを明らかにして戦線をさらに広く統一して労働法制改悪闘争を発展させ阻止していくこと求められている。

こうしたなかで、日本労働弁護団が呼び掛けた集会－「アベ政権はもう嫌だ！次に来る矢は“解雇自由”と“定額放題”」と題した集会が5月11日東京・日比谷野外音楽堂で、開かれ、ナショナルセンターの違いを超えて1,800人が参加した。集会では、日本労働弁護団の森一郎幹事長の情勢報告、民進党、日本共産党、社民党の代表、連合、全労連、全労協の代表がそれぞれ闘いの決意を表明し、集会後銀座デモが行われて「ブラック企業野放し法案を許さない」「雇用破壊を許さない」とアピールをおこなった。

この課題での労働戦線での統一した行動が、より粘り強く展開されることが求められよう。

私は、1998年以降、連合運動への関心と多少の関わりを持って、その時代の連合の実情を知るなかで、連合に対して、この深刻な時代を大局的に捉え、労働組合運動の本来的な「原点」を根本的に自覚し、結成理念は一時的に棚上げしても、資本、政府に対抗し、労働者、国民諸階層の期待に応えるためには、それぞれの総結集する協力、共同、統一の大団結の運動に参加する姿勢を選択すること。そして、このような視点で労働組合運動の「原点」を理論的、歴史的に捉え、労働組合の大衆性－要求にもとづく幅広い正規、非正規労働者の団結、労働組合の民主性－資本、政府、政党、宗教組織からの独立、労働組合の民主性－組織と運動における組合民主主義を堅持し、要求実現のための資本、政府との闘争において、異なる労働組合組織間の統一行動の組織化、勤労国民諸階層の社会的運動団体との連帯、協力共同を推進していくということ。

具体的には、一つは、連合と他の労働組合組織（全労連、全労協、その他）との協力、共同、また社会運動団体、政党との協力、共同の問題であり、もう一つが、連合の基本的な構成組織である民間大単産のなかのとくに大企業労働組合の労資協調主義路線とは決別し、労働組合自身の組織、運営の民主的改革の問題である。

この二つの課題は、日本の労働組合運動の前進、発展にとって不可欠の課題であって、主要な労働組合の内外に提起され、その検討論議が進められていくなれば、前向きの運動環境がつけられ、労働組合運動改革を実現させる貴重な意義ある第一歩となると思っている。

1990年代の連合は、私とあまり年齢差のない同世代の鷺尾悦也会長、笹森清事務局長の時代であったが、両氏ともすでに残念ながら故人となられてしまったが、鷺尾氏とは、私が1954年から1976年の22年間、鉄鋼労連本部に勤務していた時代に、八幡製鉄（新日鉄）本社労組の執行委員時代から同じ運動を担ったこともある知己の間柄であった。私の鉄鋼労連書記局勤務時代の詳しい活動については、『＜日本鉄鋼産業労働組合連合会本部書記＞芹澤寿良オーラル・ヒストリー＞平成26年度日本学術振興会科学研究費補助金「基礎研究（B）」研究報告書』を、また笹森氏の当時の事務局長、会長として活動については、拙稿「労働法制改編問題と労働組合運動の対応—戦後の歴史的経験と現状の根本的問題点」（『高知短期大学・社会科学論集』2010年 97号）を参照いただければ、当時の連合運動の指導者として見事な活動力の一端を理解戴けると思っている。

鷺尾、笹森両氏自らも闘う時代の組合運動も経験し、本来のあるべき労働組合運動の姿も承知、理解していた人物であったという評価するとともに、同時代の運動を知る労働問題研究者の一人として、その後の連合運動全体に対しては、最大のナショナルセンターとして、対等平等の立場を堅持し、あらゆるレベルでの労働組合組織の一致する要求に基づく持続的な共同行動の積極的推進することを執拗に追求すること。

さらに連合に結集している民間大企業労働組合運動に指導性を発揮し、その組織、運営の民主的改革を徹底させること—

- 労働組合の役員選挙制度の民主的な改革を
- 組合民主主義に基づく全員参加の組合活動を進め、とくに職場活動の重視を
- 春闘における団体交渉の重視と各種集団行動の組織化、ストライキ権の行使を

- 労働者教育・権利教育の徹底と宣伝活動の改善を
- マスコミ対策と社会的な街頭、住宅地宣伝活動の強化などを実現させることなどを求めるものである。

<参考資料>

- 『語り継ぐ・連合運動の原点 1989～2014』日本労働組合総連合会
- 『働く人を守る－「連合」25年の実像と役割』編著者 久谷与四郎
- 『連合要求実現「応援団」活動まとめ（1997～1999）』労働法改正の要求実現をめざす『連合の取り組みを応援する会』編
- 『第14回定期大会速記録』（2015年10月6日、7日）連合
- 『連合運動は「社会のバリケード」になれるか－基本姿勢の転換と大企業労組の組織、運動の改革を』芹澤寿良（『政経研究』第96号）

以上